特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱

(平成7年12月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う調達のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の適用を受けるものに関する供給者からの苦情の処理の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 特定調達 協定等の適用を受ける調達をいう。
 - (2) 調達機関 本市が行う調達に係る契約締結権限を有する本市の機関をいう。
 - (3) 関係調達機関 第2条第1項の苦情申立てに係る調達を行った調達機関をいう。
 - (4) 供給者 調達機関が製品又はサービスの調達を行った際現に当該調達に係る製品又はサービスを提供し、又は提供することが可能であった者をいう。
 - (5) 委員会 仙台市入札等監視委員会設置要綱(平成13年12月26日市長決裁)第1条に規定する仙台市入札等監視委員会をいう。
 - (6) 委員長 委員会の委員長をいう。
 - (7) 委員 委員会の委員をいう。
 - (8) 本市の休日 仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第1条第1項に掲 げる日をいう。
 - (9) 作業日 本市の休日でない日をいう。

(期間)

第1条の3 この要綱における期間の定めについては、別段の定めがある場合を除くほか、民法 (明治29年法律第89号) の定めるところによる。ただし、期間の末日が本市の休日にあたると きは、期間は、その翌日に満了する。

(苦情の申立て)

- **第2条** 供給者は、本市が行った調達が協定等に違反していると判断する場合は、委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。
- 2 前項の規定による苦情の申立て(以下「苦情申立て」という。)は、苦情の原因となった事 実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に行わなければならない。ただし、委員会 が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 3 苦情申立ては、書面により行うものとする。
- 4 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、 その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長 は職権で補正することができる。
- 5 委員会は、苦情申立てのあった後、直ちにその写しを当該苦情に係る関係調達機関に送付するとともに、当該苦情申立てのあった日から原則として10作業日以内にその内容につき検討し、 当該苦情申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、書面により理由を付して 申立てを却下することができる。
 - (1) 第2項に規定する期間内に申立てを行わなかった場合
 - (2) 協定等と無関係な場合
 - (3) 軽微な、又は無意味な場合
 - (4) 供給者以外の者による申立ての場合
 - (5) その他委員会において検討することが適当でない場合
- 6 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理したときは、直ちに当該苦情 申立てを行った者(以下「苦情申立人」という。)及び関係調達機関に対してその旨を文書に より通知するとともに、次の各号に掲げる項目について、仙台市公報発行規則(昭和34年仙台 市規則第26号)の規定により発行する仙台市公報により公示を行うものとする。
 - (1) 苦情の受付番号
 - (2) 苦情申立人(個人による申立ての場合は、氏名の公示に係る本人の同意がない限り匿名とする。)
 - (3) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
 - (4) 苦情の概要
 - (5) 苦情処理手続への参加を希望する者が委員会へ通知しなければならない期日
- 7 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、 書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- 8 苦情申立人は、第11条の規定による報告書が送達されるまでは、いつでも苦情申立てを取り下げることができる。

(調達機関に対する協議の申立て)

- **第3条** 供給者は、本市が行った調達が協定等に違反していると判断する場合は、苦情申立てと は別に、当該調達を行った調達機関に対して協議を申し立てることができる。
- 2 前項の調達機関は、同項の協議の申立てがあった場合は、速やかに供給者と協議を行い、当該苦情を解決するよう努めなければならない。
- 3 第1項の協議の申立ては、苦情申立ての処理手続の進行に影響を与えないものとする。

(手続への参加)

- 第4条 苦情申立てに利害関係を有する供給者は、第2条第6項の公示の日から5日以内に委員会にその意思を通知することにより、当該苦情申立ての処理手続に参加することができる。
- 2 前項の通知は、第11条の規定による報告書が送達されるまでは、いつでも取り下げることが

できる。

(契約締結又は契約執行の停止)

- 第5条 委員会は、契約締結前の調達につき苦情申立てがあったときは、申立てのあった日から 12作業日以内に、関係調達機関に対して当該苦情申立ての処理に係る期間内は当該調達に係る 契約を締結すべきでない旨の要請を文書で行うものとする。
- 2 委員会は、契約締結後10日以内である調達につき苦情申立てがあったときは、速やかに、関係調達機関に対して当該苦情申立ての処理に係る期間内は当該契約の執行を停止すべきである 旨の要請を文書で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、緊急かつやむを得ない事情があると認めるときは、 同項の要請を行わないことができる。この場合において、直ちに、理由を付してその旨を苦情 申立人に文書で通知するものとする。
- 4 関係調達機関は、委員会から第1項又は第2項の要請を受けた場合は、速やかにこれに従う ものとする。ただし、当該関係調達機関において、緊急かつやむを得ない事情又は公益上の必 要性があるため当該要請に従うことができないと判断した場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合においては、当該関係調達機関は、当該要請に従わない旨を理由とともに直ちに文書により委員会に通知しなければならない。
- 6 委員会は、前項の通知を受け取ったときは、直ちにその写しを苦情申立人に送付するものと する。
- 7 第5項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断 し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(関係調達機関による報告書の提出)

- 第6条 関係調達機関は、苦情申立てが委員会に受理されたときは、第2条第5項の規定により その写しが送付された日から14日以内に、委員会に対して当該苦情に係る調達に関する報告書 を提出しなければならない。この場合においては、次の文書又は事項を添付し、又は記載する ものとする。
 - (1) 当該苦情に係る調達に関する仕様書(入札書類中に当該仕様が掲げられている場合は, 当該入札書類を含む。) その他当該調達に関する文書
 - (2) 当該苦情に係る事実関係及び当該苦情に対する関係調達機関の意見を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えた説明文
 - (3) その他当該苦情を解決する上で必要と認められる情報等
- 2 委員会は,前項の報告書を受け取ったときは,直ちに苦情申立人及び第4条の規定により手 続に参加した者(以下「参加者」という。)に対して当該報告書の写しを送付するものとする。
- 3 苦情申立人及び参加者は、前項の写しを受け取った日から7日以内に、委員会に対して意見 又は要望を提出することができるものとする。
- 4 委員会は、前項の意見又は要望を受け取ったときは、直ちに関係調達機関に対してその写し を送付するものとする。

(苦情申立てに対する検討についての基本的事項)

- 第7条 委員会は、苦情申立てに対する検討を行うに当たっては、苦情申立人及び関係調達機関に対し必要な説明、主張及び文書等の提出を求め、これらに基づいて当該検討結果を取りまとめるものとする。
- 2 関係調達機関は、前項の規定により説明、主張及び文書等の提出を求められたときは、これ を拒むことができない。ただし、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるお それがある場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により関係調達機関が説明,主張及び文書等の提出を拒んだ場合において,委員会は,公共の利益を害し,又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合に該当するかどうかの判断を行うため必要があると認めるときは,関係調達機関にその説明,主張及び文書等の提出をさせることができる。この場合においては,何人も,当該判断を行うための説明若しくは主張の記録又は提出された文書等の開示を求めることができない。
- 4 委員会において検討中の苦情申立てに係る調達に関し訴訟が提起された場合であっても、この要綱の規定による検討の手続の進行には影響を与えないものとする。

(当事者の委員会への出席)

- 第8条 苦情申立人,関係調達機関及び参加者は,委員会が苦情申立てに対する検討の結果を取りまとめる前に,委員会に出席し,意見を述べることができる。
- 2 苦情申立人,関係調達機関及び参加者は,弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。この場合において,代理人の権限は,書面をもって証明しなければならない。
- 3 委員会は、代理人を適当でないと認めるときは、いつでも、前項の承認を取り消すことができる。
- 4 第2項に定める代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- 5 苦情申立人,関係調達機関,参加者及びこれらの代理人は,委員会の承認を得た者を補佐人とすることができる。
- 6 委員会は、補佐人を適当でないと認めるときは、いつでも、前項の承認を取り消すことができる。
- 7 苦情申立人,関係調達機関及び参加者は,委員会におけるお互いの意見陳述を傍聴することができる。ただし,委員会が適当でないと判断する場合は,この限りでない。
- 8 苦情申立人,関係調達機関及び参加者は,委員会に対して,委員会において自らが行う意見 又は報告の陳述を公開で行うことを求めることができる。

(証人)

第9条 委員会は、苦情申立人、関係調達機関及び参加者の要請により、又は委員会自らの発意により、委員会に証人を出席させることができる。

(公開及び証人出席要請への配慮)

第9条の2 第8条第8項の陳述の公開の求めがあったとき又は前条の証人出席の要請があったときは、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、当該陳述又は証人の出席は、苦情申立人、関係調達機関、参加者その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなけれ

ばならない。

(公聴会等)

- 第10条 委員会は、苦情申立人、関係調達機関若しくは参加者の要請により、又は委員会自らの 発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 2 委員会は、必要に応じ、苦情申立てに係る調達に関し識見を持つ技術者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(検討の結果及び提案)

- 第11条 委員会は、苦情申立てのあった日から90日以内(公共事業に係る苦情申立てについては、 50日以内)に、当該苦情申立てに対する検討の結果に関する報告書を作成するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告書において、その理由及び根拠を示して、当該苦情の全部又は一部を 認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否 かを明らかにするものとする。
- 3 委員会は、当該苦情に係る調達が協定等の規定に違反していると認めた場合には、関係調達機関に対しその是正のため必要と認められる措置を提案するための提案書を作成するものとする。この場合において、当該提案書には次の各号のうちのいずれか1つ又は複数の内容を含むものとする。
 - (1) 新たに調達手続を行うこと
 - (2) 調達条件は変えず、再度調達を行うこと
 - (3) 調達を再審査すること
 - (4) 他の供給者を契約締結者とすること
 - (5) 契約を破棄すること
 - (6) その他是正のための必要な措置を行うこと
- 4 委員会は、第1項の報告書及び前項の提案書を作成するときは、調達手続の瑕疵の程度、供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、調達の緊急性、委員会の提案が関係機関に与える負担及び影響その他当該調達に関する諸事情を十分に考慮するものとする。
- 5 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- 6 委員会は、第1項の報告書及び第3項の提案書を作成したときは、直ちに苦情申立人、関係 調達機関及び参加者に送付するものとする。
- 7 関係調達機関は、第3項の提案書を受け取ったときは、十分な理由のない限り、委員会の提 案に従うものとする。
- 8 関係調達機関は、委員会の提案に従わないとの判断を行ったときは、第3項の提案書を受け 取った日から10日以内(公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内)にその理由を付し て委員会に報告しなければならない。
- 9 委員会は、苦情申立てに対する検討の結果及び関係調達機関に対する提案については、その

求めがあれば、外部からの照会に応ずるものとする。

(迅速処理の要請及び決定)

- 第12条 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書により苦情の迅速な処理の要請があった場合において、可能かつ適当と認めるときは、次条に定める手続による苦情の迅速な処理(以下「迅速処理」という。)を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の要請があった後、直ちに迅速処理を行うか否かを決定し、その決定の結果 及びその理由を苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対して通知するものとする。

(迅速処理の手続)

- 第13条 関係調達機関は、前条第2項の規定により、迅速処理を行う旨の通知を受け取った日から6作業日以内に、第6条第1項の報告書を委員会に提出するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告書を受け取った後、直ちに苦情申立人及び参加者に対して当該報告書 の写しを送付するものとする。
- 3 苦情申立人及び参加者は、前項の写しを受け取った日から5日以内に、委員会に対して意見 又は要望を提出することができるものとする。
- 4 委員会は、前項の意見又は要望を受け取ったときは、直ちに関係調達機関に対してその写し を送付するものとする。
- 5 委員会は、迅速処理を行う場合は、苦情申立てのあった日から45日以内(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに関するサービスに係る苦情申立てについては、25日以内)に、第11条第1項の報告書及び同条第3項の提案書を作成するものとする。
- 6 迅速処理を行う場合においても、第7条から第10条までの規定は、適用するものとする。

(違法事実の通報)

第14条 委員会は、苦情申立ての処理を行う際、当該苦情申立てに係る調達に関し法律に違反する事実があると認めたときは、速やかに適当な執行当局に通報するものとする。

(利害関係を有する委員の除斥)

第15条 委員会に対して申し立てのあった苦情に関し利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の処理の手続に参加してはならない。

(苦情申立ての受付及び処理の状況の公表)

第16条 市長は、苦情申立ての受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する ものとする。

(特定調達に係る文書の保存)

第17条 調達機関は、特定調達を行ったときは、苦情申立ての処理に資するため当該特定調達に係る契約締結の日から3年間(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに関するサービスに係るものについては、5年間)、当該特定調達に係る文書(電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。)を保存しなければならない。

(利害関係者に係る秘密の保持)

第18条 委員会及び関係調達機関は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、苦情 申立ての処理手続において取得した当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該 者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、 財政局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成8年1月1日から実施する。

附 則(平成12年3月31日改正)

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この改正は、平成14年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の実施の際改正前の特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(以下「改正前の要綱」という。)第2条第1項の規定により現にされている苦情の申し立ては、改正後の特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)第2条第1項の規定による苦情の申立てとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この改正の実施前に改正前の要綱の規定によりした手続その他の 行為で改正後の要綱中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたもの とみなす。

附 則(平成27年1月6日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成27年1月6日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の実施の際改正前の特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(次項において「改正前要綱」という。)第2条第1項の規定により現にされている苦情の申し立ては、改正後の特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(次項において「改正後要綱」という。)第2条第1項の規定による苦情の申立てとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この改正の実施前に改正前要綱の規定によりした手続その他の行 為で改正後要綱中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみ なす。

附 則(平成31年1月29日改正)

この改正は、平成31年2月1日から実施する。

附 則(令和3年3月12日改正) この改正は、令和3年3月12日から実施する。